

「明治改元１５０年記念シンポジウム」 企画運営業務委託 仕様書

1 件名

「明治改元１５０年記念シンポジウム」企画運営業務（以下「本業務」という。）

2 履行期間

契約締結日から平成３０年１１月３０日（金）まで

3 委託金額の上限

金１，６００，０００円

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

※本業務の実施に係る費用は、全て、上記委託金額の範囲内とする。

4 事業概要

平成３０年は、明治改元から１５０年の節目の年に当たることから、京都市では、明治期の先人の志、知恵、行動、まちづくりの哲学等を学び、今と未来に活かす「明治１５０年・京都のキセキ・プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）を展開している。

この取組の一環として、明治改元の詔書が発せられた１０月に、先人たちの偉業が現代に果たした役割等について、次代に伝え将来を切り開く教訓を引き出すシンポジウムを開催する。

(1) 開催日時 平成３０年１０月２２日（月）

午後３時～午後５時３０分 ※開場 午後２時３０分

(2) 会場 ロームシアター京都 サウスホール

(3) 主催 京都市

(4) 募集人数 ７００名

※事前申込制・応募多数の場合は抽選

※募集期間（予定）平成３０年８月３０日（木）～１０月１日（月）

(5) 参加費 無料

(6) 内容 基調講演（約３０分）

※ 明治期の京都の先人たちの取組に関する講演

学生による京都の未来に向けた提言発表（約３０分）

※ 学生が明治期の京都で行われた大事業（琵琶湖疏水の建設等）の時代背景や手法、それを支えた町衆及び偉人の考え等を学び、それらを活かし、よりよい京都の未来に向けた提言を行う。

※ ３チームから発表（１チームあたり１０分）

パネルディスカッション（約６０分）

※ 基調講演及び学生による提言を踏まえた識者の方々によるパネルディスカッション

(7) その他 会場内を活用して、本プロジェクト及び本シンポジウムの事業効果を高める企画を実施

※ 提案内容より京都市と協議のうえ決定

5 委託業務の内容

(1) 「明治改元記念シンポジウム」

ア 参加者の募集に係る業務

参加申込者への参加票及び落選通知の送付

※ 応募者情報、通知文案は、主催者から提供

※ ハガキサイズ1, 000枚程度（枚数は変動の可能性あり）を送付

※ 平成30年10月8日（月・祝）までに発送を完了すること。

イ 司会者の招聘

本シンポジウムを、より多くの市民にとって興味深く、親しみやすいものとするためにふさわしい司会者を調整し、招聘すること

ウ 出演料等の支払い

京都市が予め指定する講師兼パネルディスカッションコーディネーター（1名）、パネリスト（2名程度）及び司会者への出演料を支払うこと

※ 京都市が予め指定する出演者の出演料については、質問に対する回答書に記載し、お伝えする。

※ なお、「学生による京都の未来に向けた提言発表」における学生の出演料及び資料作成費は京都市が負担する。

エ 会場費の支払い

オ 当日物品の手配

・参加者へのアンケート印刷（800部）

※ アンケート文案は主催者から提供

・当日配布プログラムの作成（800部）

※ プログラム案は主催者から提供

・資料持ち帰り袋（800部）

・アンケート用クリップペン（800本）

・ADパス（スタッフ20枚、関係者50枚、報道20枚）

・登壇者用氏名垂れ幕

・受付必要物品

カ シンポジウムの運営

・主催者や出演者、司会者、関係先等との連絡・調整

- ・会場，控室，受付設営及び撤去
- ・当日必要物品等の搬入・搬出
- ・司会進行・進行管理（会場レイアウト図，タイムテーブル，運営マニュアル，進行台本等資料の作成を含む）
- ・受付・案内・誘導
- ・運営スタッフの手配
- ・配布資料の袋詰め作業
- ・映像媒体の制作と映像機器操作
- ・安全管理
- ・イベント保険への加入と保険料の支払

キ その他 事業効果を高める企画

- ・本プロジェクトの事業効果を高めるとともに，本シンポジウムを興味深く，親しみやすいものにするため，ステージ企画，ロビー企画，その他の工夫等を企画すること

（２）広報活動

「明治改元１５０年記念シンポジウム」に係る広報

- ・本シンポジウムの開催内容を周知し，集客を図るための効果的な広報物を，平成３０年９月上旬までに作成し，京都市への納品及びその他効果的な配布を行うこと
- ・各種情報誌やウェブサイト等への掲載，その他の効果的な広報の工夫を図ること
 - ※ チラシの作成，発行部数，広報方法等については，事前に京都市と協議し，承認を受けた上で作成し，実施すること
 - ※ なお，当該事業の概要を記したＡ４チラシ２万部，Ｂ３ポスター（市政広報板用）１１，０００部については，京都市が別途作成する。

（３）成果物の提出

- ・広報物等（紙ベース及びデータ）
- ・出席状況の最終的なとりまとめ（紙ベース及びデータ）
- ・アンケート回答票（原紙）
- ・アンケート分析結果（データ）
- ・シンポジウム開催の記録・議事要旨，原稿おこし（紙ベース及びデータ）
- ・開催状況等の画像（データ）等

６ 業務実施体制

- ・本業務を確実に履行できる体制を設けること。
- ・本業務の進捗を管理する責任者を明確にしておくこと。

7 再委託の禁止

受託者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ文書により本市が認めた場合はこの限りではない。

8 実績報告

平成30年11月30日（金）までに、実施報告書を作成し、速やかに本市に提出すること。

9 その他留意事項

- ・ 京都市文化芸術企画課の担当者との連絡を密にして業務に当たること。
- ・ 本業務に際し、この仕様書に基づくほか、京都市契約事務規則並びに関係法令、条例等を遵守するとともに、京都市の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に行うこと。
- ・ 委託で得られた成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は、京都市に帰属する。
- ・ 業務の遂行に当たり安全の確保には万全を期するとともに、万が一事故その他の異常発生時においては、速やかにその旨を京都市に報告するとともに、適切な措置を講じること。
- ・ 業務の遂行に当たり、受託者の責により第三者に損害を与えた場合は、その賠償の責を負うものとする。
- ・ 業務で知り得た情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- ・ 本仕様書に定めがない事項やその他調整を要する事項については、京都市文化芸術企画課の担当者と協議し、その指示に従うこと。